



2018年9月20日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 ジ ー エ ヌ ア イ グ ル ー プ
代 表 者 名 取 締 役 代 表 執 行 役 社 長 イ ン ・ ル オ
兼 CEO
(コード番号: 2160 東証マザーズ)
問 合 せ 先 取 締 役 代 表 執 行 役 ト ー マ ス ・ イ ー ス ト リ ン グ
C F O
(TEL. 03-6214-3600)

募集新株予約権（有償ストック・オプション）の発行に関するお知らせ

当社は、2018年9月20日付の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社の取締役及び従業員に対し、下記のとおり株式会社ジーエヌアイグループ第42回新株予約権（以下、「本新株予約権」という。）を発行することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、本件は新株予約権を引き受ける者に対して公正価格にて有償で発行するものであり、特に有利な条件ではないことから、株主総会の承認を得ることなく実施いたします。

なお、本新株予約権がすべて行使された場合、発行決議日現在の発行済み株式総数の13,507,083株に対し最大で1.60%の希薄化が生じます。しかしながら、本新株予約権は後述のとおり、あらかじめ定める利益目標の達成が行使条件とされており、その目標が達成されることは、当社の企業価値・株主価値の向上に資するものであり、既存株主の利益にも貢献できるものと認識しております。従いまして、今回の本新株予約権発行はそれに伴う希薄化を考慮しても既存株主の株式価値向上に寄与するものと考えられ、発行数量及び株式の希薄化の規模は合理的であると当社は判断しました。

I. 新株予約権の募集の目的及び理由

当社は、2007年に東証マザーズに上場来、医薬品候補物が1つのバイオ製薬企業から、中国・米国・日本の世界3大医療市場において事業展開を行うグローバル製薬企業へと発展してまいりました。特に、2017年は当社グループの主力医薬品であるアイスーリュイの中国における新保険目録収載を機に、販売体制を直販体制へ移行し収益力の拡大に努めるとともに、Berkeley Advanced Biomaterials LLCを買収し事業の多角化及び収益力の安定を図ることで、将来のさらなる成長に向けた事業収益モデルを築くことができました。2018年は、2017年に築いた事業収益モデルをもとに、ユビキチン化を介した低分子標的タンパク質分解誘導技術を活用した、がん、炎症性疾患及び自己免疫疾患分野における新薬開発を目指すCullgen Inc. への出資並びに中国におけるアイスーリュイの結合組織疾患を伴う間質性肺疾患（CTD-ILD）を適応症とする第3相臨床試験及び米国における肝線維症を適応症とするF351の第1相臨床試験等の研究開発活動等を積極的に行っております。

このような状況のもと、当社取締役及び従業員が、2017年に構築した事業収益モデルを

2018年末時点で確実に実現させることを条件に、株主と同様の視点を持ちつつ、現在行っている出資及び研究開発活動の今後の成果を得るべくさらに努力し、業績拡大にコミットすることを目的として、当社取締役及び従業員に対して、有償にて新株予約権を発行するものがあります。本新株予約権は、社内の目標値である2018年12月期の連結売上総利益の額が4,165百万円相当額以上を達成した場合のみに行使できるものであります。今期の売上総利益を業績基準にすることにより、事業収益モデルの早期実現に対するコミットメントを強め短期的な株主への影響に配慮することを目的として業績目標を達成しない場合には失効する設計としました。さらに、売上総利益を業績基準にすることにより、事業収益モデルの源泉である売上収益活動の実現状況を明確に評価することができるとともに、業績基準の達成と積極的な研究開発活動が両立される設計としました。短期的には研究開発費の増額により営業利益が減少する影響があるところ、事業収益モデルの実現・安定と積極的な研究開発活動の推進はともに当社の重要な経営課題であると認識しております。したがって、業績目標の設定にあたってはこれらの経営課題と矛盾しないような指標として売上総利益を業績指標として設定しております。これらの理由から、本新株予約権は、事業収益モデルの早期実現を目指す当社の取締役及び従業員のコミットメントをより明確なものとする設計であるとともに、権利行使期間に渡る当社の企業価値向上に対する当社取締役及び従業員の意欲及び士気をより一層向上させることに繋がるものであることから、本新株予約権の発行により上述の目的を達成できるものと考えております。

ここで、上述の社内の目標値の設定にあたっては、2018年2月13日付けで当社が公表した「平成29年12月期 決算短信[IFRS] (連結)」3. 平成30年12月期の連結業績予想を参考にしています。具体的には、売上総利益の目標値は4,165百万円に設定しました。この目標値は、2017年12月期売上総利益2,153百万円相当額と比較して約93%の増加となり、当社が2018年2月13日付けで公表した、平成30年12月期連結業績予想の基となった売上総利益の額と同水準です。2018年第2四半期時点の売上総利益は1,845百万円であり目標値を達成するには2,320百万円必要です。第2四半期売上総利益と比較して25%増の売上総利益を達成するため更なる努力を促すインセンティブを喚起することになると考えております。

II. 新株予約権の発行要項

1. 新株予約権の数

2,160 個

なお、本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式216,000株とし、下記3.(1)により本新株予約権に係る付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に本新株予約権の数を乗じた数とする。

2. 新株予約権と引換えに払い込む金銭

本新株予約権1個当たりの発行価額は3,171円とする。なお、当該金額は、第三者評価機関である株式会社赤坂国際会計（以下、「赤坂国際会計」という。）が算出した結果を参考に決定したものである。また、赤坂国際会計は、本新株予約権の発行を当社取締

役会で決議した2018年9月20日の前営業日の東京証券取引所における当社株価の終値3,730円/株、株価変動性93%、配当利回り0%、無リスク利子率0.1%や本新株予約権の発行要項に定められた条件(行使価額3,730円/株、満期までの期間10.3年、業績条件)に基づいて、一般的なオプション価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによって本新株予約権の価値を算出したものである。

3. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

本新株予約権1個当たりの目的となる株式の数(以下、「付与株式数」という。)は、当社普通株式100株とする。

なお、下記(2)において新株予約権の行使に際して出資される財産の価額を調整すべき場合には、以下の通り、新株予約権の目的たる株式の数を調整する。

$$\text{調整後株式数} = \frac{\text{調整前株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

上記の新株予約権の目的たる株式の数の調整は、調整の原因となるいずれかの事由が発生した時点で発行又は行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われる。また、計算の結果、1株未満の端数が生じた場合は、これを切り上げる。

(2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、本新株予約権発行にかかる取締役会決議日の前取引日である2018年9月19日の東京証券取引所における当社株価の終値である3,730円とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割(又は併合)の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式に係る

自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

(3) 新株予約権の行使期間

本新株予約権を行使することができる期間（以下、「行使期間」という。）は、2019年4月1日から2028年12月31日（但し、2028年12月31日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日）までとする。

(4) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- ① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げる。
- ② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(5) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得は、当社取締役会の決議による承認を要する。

(6) 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者は、2018年12月期における確定した監査済の当社連結損益計算書における売上総利益が4,165百万円相当額以上となった場合のみ、割当てを受けた本新株予約権を行使することができる。但し、売上総利益の円相当額は、2018年2月13日付けで当社が公表した「平成29年12月期 決算短信[IFRS](連結)」3.平成30年12月期の連結業績予想のために使用した為替レートを適用して算定する。また、会計基準の改正等により参照すべき売上総利益の概念に重要な変更があった場合には、当社は、合理的な範囲内において、別途取締役会が定めた指標を上記各指標に代えて適用するものとする。
- ② 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認める。
- ③ 1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。
- ④ 上記①に記載した2018年12月期の連結損益計算書の確定前に、(i)当社が消滅会社となる合併契約が株主総会で承認されたとき、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画が株主総会で承認されたとき（ただし、いずれの場合でも、存続会社又は当社の完全親会社の新株予約権が新たに発行される場合を除く。）、(ii)当社の全て若しくは実質的に全ての資産が売却されるとき、又は(iii)当社の総株主の議決権の50%に相当する株式を第三者が取得するときには、上記にかかわらず、当社はその旨新株予約権者に通知し、新株予約権者は当該通知受領後15日間、割当てを受けた新株予約権のうち未行使のもの全てを行使することができる。
- ⑤ その他の権利の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

4. 新株予約権の割当日
2018年10月5日
5. 申込期日
2018年10月4日
6. 新株予約権と引換えにする金銭の払込みの期日
2018年10月5日
7. 新株予約権と引換えにする金銭の払込取扱場所
新株予約権と引換えにする金銭の払込取扱銀行及び払込取扱場所は次のとおりとする。
(払込取扱銀行) 三井住友銀行渋谷駅前支店
(払込取扱場所) 東京都渋谷区道玄坂1-2-2
8. 新株予約権に係る新株予約権証券に関する事項
本新株予約権に係る新株予約権証券は発行しない。
9. 新株予約権の割当てを受ける者及び数
当社取締役及び従業員 14名 2,160個
10. 新株予約権の行使の方法及び行使の請求場所
新株予約権の行使は、当社所定の新株予約権行使請求書に行使する新株予約権の内容及び個数、行使日、対象株式数及び住所等の必要事項を記載し、これに記名捺印したうえ、必要に応じて別に定める新株予約権行使に要する書類並びに金融商品取引法及びその他の関連法規（日本証券業協会及び本邦証券取引所の定める規則等を含む。）に基づきその時々において要求されるその他の書類を添えて当社本店に提出し、かつ、当該行使に際して払込をすべき金額全額に該当する金銭を当社の定める払込取扱場所において払込取扱銀行に払い込むことにより行われるものとし、新株予約権の行使の効力は、当該必要書類が当社に到達し、かつ、当該払込が完了した時に生じるものとする。なお、当初の払込取扱銀行及び払込取扱場所は次のとおりとする。
(払込取扱銀行) 三井住友銀行渋谷駅前支店
(払込取扱場所) 東京都渋谷区道玄坂1-2-2

以上